

令和5年度第1回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時	令和5年4月26日（水）午後1時15分開会（午後2時10分終了）
場 所	中央公民館2階 講座室2
出席者	会長及び委員13名、計14名（欠席者3名）
議 題	1 国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問事項） 2 その他
傍聴者	1名

[主な質疑等]

議題1 国民健康保険国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問事項）

- 委 員 : 令和6年4月1日施行の国民健康保険税の課税限度額の改定を、令和5年4月このタイミングで諮問した理由は何か。また、資料2の課税限度額の改定前と改定後の比較で、③算出額や⑤算定額に変化がないが、見方を確認したい。
- 事務局 : 令和5年3月31日に公布された地方税法施行令の一部改正は、課税限度額の改定と低所得者の軽減判定所得の見直しがセットになっていた。低所得者の軽減判定所得の見直しについては、専決処分で条例を改正し、令和5年4月1日から施行している。課税限度額の改定についても、速やかに条例を改正すべきであるが、国民健康保険税の値上げに該当するため、慎重に進める必要があり、このタイミングで諮問させていただいた。なお、令和5年度中に課税限度額を改定しても、その年度の国民健康保険税に反映することができないため、施行日を令和6年4月1日としている。
- 資料2の③算出額については、被保険者の所得に税率をかけた額であるため、限度額超過額も含む金額である。したがって、③算出額と⑤算定額については改定前と改定後では変更はない。
- 委 員 : 国民健康保険税の課税限度額の改定は令和6年度からだが、この段階で条例改正しなければならないのか。他の条例改正と併せて12月定例会や3月定例会に提出することもできるのではないか。
- 事務局 : 令和5年3月31日に公布された地方税法施行令の一部改正について、低所得者の軽減判定所得の見直しについては先に施行しているが、課税限度額の改定についてはいつ行うのかという質問を市議会議員から受けた経緯もあり、東京都からも低所得者の軽減判定所得の見直しと併せて専決処分とすべきではないかという指導を受けていることから、小平市としては、令和6年4月1日の施行となるが、条例改正は速やかに6月市議会定例会に提案を行うところである。

委員 : 資料 2 に、後期高齢者支援金分世帯数 2 5, 6 7 0 世帯とあるが、他の世帯数は何世帯か。

事務局 : 資料 2 は令和 5 年度予算編成上の世帯数である。全ての被保険者が対象となる医療保険分の世帯数は、後期高齢者支援金分と同じ 2 5, 6 7 0 世帯、4 0 歳以上、6 5 歳未満が対象となる介護保険分の世帯数は、1 0, 9 6 0 世帯である。

会長 : 後期高齢者支援金分の課税限度額については、令和 4 年度に 1 9 万円から 2 0 万円に改定されて、令和 5 年度から適用されるが、改定が続く理由はあるのか。

事務局 : 国は、被用者保険とのバランスを考慮し、国民健康保険税の課税限度額について、限度額超過世帯割合が 1. 5 % に近づくように段階的に引き上げを行っている。国全体の試算では、今回の課税限度額改定により後期高齢者支援金分の限度額超過世帯割合が 2. 5 5 % から 2. 1 3 % に、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を含めた全体の限度額超過世帯割合が 1. 5 6 % から 1. 5 1 % になると示されている。小平市の場合は、後期高齢者支援金分の限度額超過世帯割合が 2. 4 1 % から 1. 9 8 % となる見込みである。

会長 : 限度額超過世帯割合を 1. 5 % とすることについて、法令上の規定はあるのか。

事務局 : 被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が 0. 5 % から 1. 5 % の間となるように定められているが、国民健康保険についても、相当の高所得者であっても保険料の賦課限度額までしか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき、当面の間、限度額超過世帯割合を 1. 0 % から 1. 5 % とすることとしている。

会長 : 国民健康保険税の課税限度額を変更する「小平市国民健康保険条例の一部改正について」、「原案を適当と認める」と答申することに賛成の方の挙手を求める。

< 挙手全員 >

会長 : 挙手全員。よって、本諮問事項について、「原案を適当と認める」と答申することに決定する。改定の時期は令和 6 年度からとなるため、十分な周知をお願いする。

議題 2 その他（報告事項 4 点）

- 事務局 : (1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について、支給期間を令和5年5月7日までに改めた。なお、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が、5類感染症に位置づけられ、財政支援も終了する旨の国からの通知が発出されたことに伴い、傷病手当金の支給も令和5年5月7日をもって終了する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免について、令和4年度分までで終了する。
- (3) 資料7について、事業費納付金の増額に伴い、小平市の国保財政健全化計画の令和6年度の削減予定額を、1億2,351万6千円から2億円に変更して提出した。2億円に対する財源の確保については、9月以降、令和6年度からの税率改定として諮問を予定している。
- (4) 資料8について、東京都は、国保財政健全化計画について、都内区市町村の赤字解消・削減状況の見える化を実施するとうたっており、今回初めて、各区市町における計画上の赤字解消年次や令和2年度決算時点の赤字額、一人当たりの赤字額等の情報が、ホームページに掲載されることとなった。来年度以降も継続予定される。

会 長 : 区市町村の赤字削減・解消状況は、毎年この時期に公表されるのか。また、国保財政健全化計画の変更について、東京都からヒアリングや指導はあったのか。

事務局 : 各区市町村の確認が入るため、3月末の公開になると伺っている。

国保財政健全化計画の変更計画書の提出後、東京都から、国が示す原則6年に比べ、17年という期間が長過ぎるのではないかという指摘を受けている。小平市としても、税率改定において市議会等に理解を求めていくことを伝えている。東京都には、小平市の現状と今後の対応方針を説明し、併せて、国や東京都からの財政支援についても要望していく。

委 員 : 税率改定について、令和4年7月に諮問を受け、答申を提出したが、令和6年度からの税率改定は新たな内容となるのか。どのような流れか。

事務局 : 審議の流れについては令和4年度と同様となるが、税率改定の改定率が、これまでは約1億円の赤字を解消するため、3%程度としていたところ、事業費納付金の増額などで赤字額が2億円となったことから、6%程度となると考えている。

以上